

口蹄疫の防疫措置の実施状況について

平成22年6月15日
消費・安全局

1 発生農場の防疫措置

- ・ これまで、289例（計199,012頭：うち牛36,821頭、豚162,174頭、山羊9頭、羊8頭）の発生を確認。（6月14日時点）
- ・ 殺処分対象の199,012頭のうち、
 - ① 170,413頭については殺処分・埋却を終了（85.6%）（6月14日時点）
 - ② 今後殺処分される28,599頭のうち、15,975頭については埋却地を確保済み（6月14日時点）
- ・ 6月10日、都城市の農場において280例目の発生を確認。殺処分・埋却作業を終了。
- ・ 6月11日、西都市、日向市及び宮崎市で283例目、284例目、285例目の発生を確認し、移動制限区域及び搬出制限区域を拡大。

2 ワクチン接種状況

- ・ 移動制限区域内の対象家畜（牛45,930頭、豚79,613頭）へのワクチン接種について、5月26日までに一部を除きほぼ全ての接種を完了。
- ・ 6月5日よりワクチン接種家畜の殺処分を開始。

3 宮崎県への人的支援等

- ・ 農林水産副大臣をヘッドとする現地対策本部を設置（10府省29名）
- ・ 本省又は九州農政局の幹部を宮崎県対策本部に常駐させ、現場で指揮。
- ・ 獣医師145名等、計426名を派遣 ※ のべ人数 14,909名（6月15日現在）
- ・ 宮崎県の災害派遣要請に基づき、自衛隊が宮崎県川南町等に隊員約250名を派遣 ※ のべ人数 約9,670名（6月14日現在）
- ・ 九州管区警察局（消毒ポイントの警備・交通誘導）約160名
- ・ JA等畜産関係団体が職員を派遣。

4 緊急消毒措置等の実施

- ・ 宮崎県、大分県、熊本県及び鹿児島県全域で消毒薬の配布・散布中。
- ・ 一般車両を対象とした消毒、散水車による幹線道路の消毒剤散布等、消毒を強化。

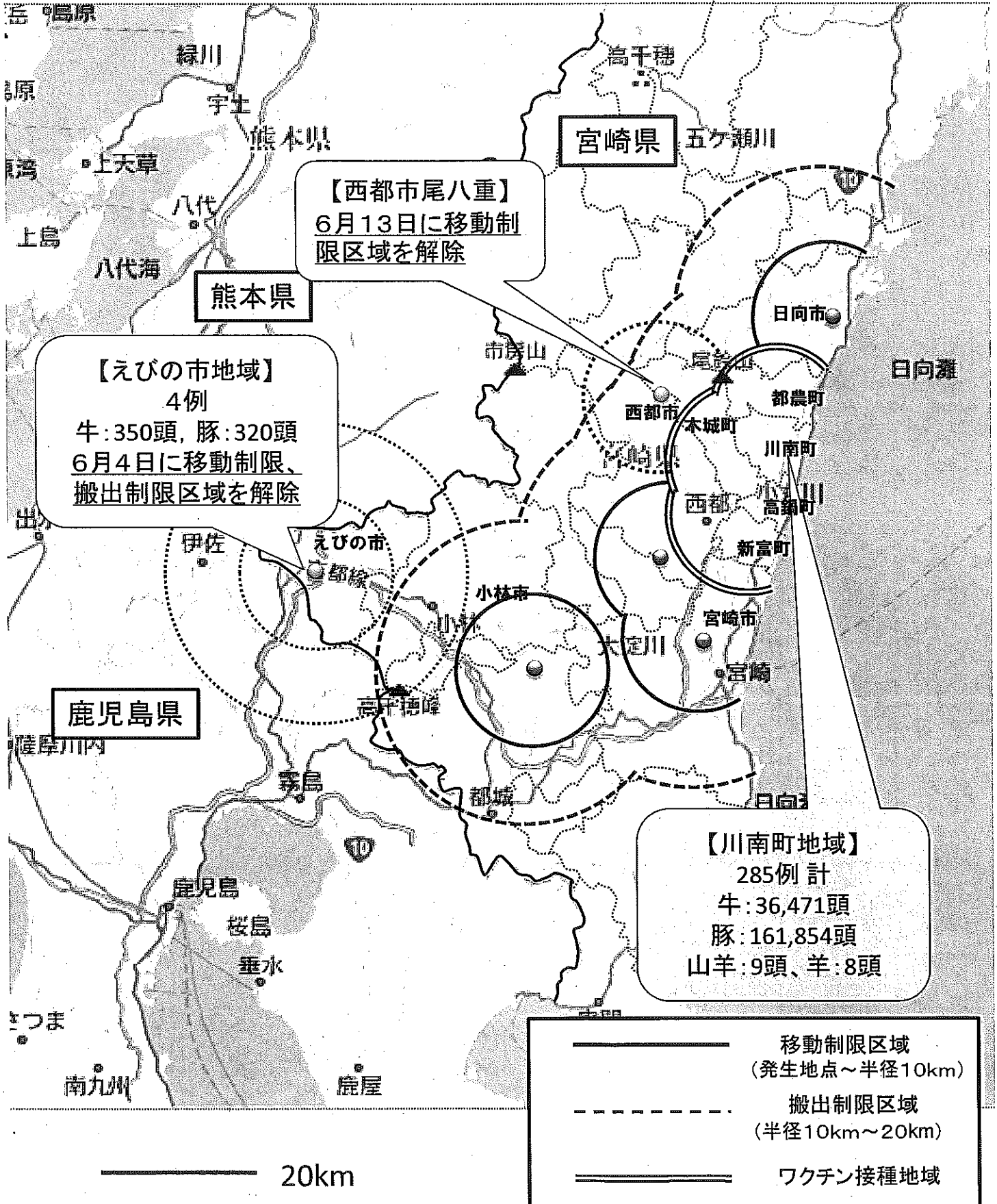
5 感染経路の究明等

- ・ 1例目のウイルスの遺伝子分析の結果、本年、韓国及び香港で確認されたウイルスと近縁であることを確認（5月6日）。

口蹄疫の発生状況について

合計頭数：199,012頭

平成22年6月15日



平成22年6月15日

今後の防疫対応について

(1) ワクチン接種区域（川南地域）における防疫対応

- 約3万頭の疑似患畜が未だに処分されず残存していることに鑑み、獣医師等の防疫作業従事者を増員し、早期に殺処分・埋却を行う。
- 口蹄疫対策特別措置法に基づき、一般車両を含んだ車両、機材、防疫作業従事者及び農場関係者等の消毒を引き続き徹底する。

(2) ワクチン接種区域外（都城市等）における防疫対応

- えびの地域での事例を模範に、発生確認後早期に殺処分・埋却等が完了しており、当面、早期摘発、早期淘汰の徹底により清浄化を進める。
- 都城市での発生事例について、発生農場周辺の汚染の有無を確認するため、
 - ① 半径1 km以内の周辺農場についてはPCR検査及び抗体検査を
 - ② 大規模肉用牛肥育農場については立入検査を
 - ③ 他の移動制限区域内の農場については、異常の有無の聞き取り調査を実施する。
- 都城市等での発生に係る感染経路を明らかにするため、これらの事例において、人や車両の動き等の疫学情報を収集・分析する。

(3) その他

- 移動制限区域内にある食肉処理工場については、宮崎県の要望を受けた稼働に向け、出荷前の健康確認や輸送時の消毒の徹底など感染拡大防止のための条件を早急に検討する。
- ワクチン接種家畜を化製処理する場合には、感染拡大防止のため、殺処分前の臨床検査、輸送時の消毒措置等を徹底することを条件とする。
- これらの特例により家畜を移動する場合には、家畜防疫官が立ち合いのもと輸送時の消毒などウイルス拡散防止措置の徹底を図る。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第14回牛豚等疾病小委員会概要

1 宮崎県における口蹄疫発生について

これまでの発生農場は、えびの市での4例を除き全て川南町を中心とした移動制限区域内にあったが、6月9日に都城市において、また6月10日に宮崎市、西都市及び日向市においてワクチン接種区域外に、それぞれ発生が確認された。

2 今後の防疫対応について

- (1) 川南町を中心とした移動制限区域内には、ワクチン接種後に疑似患畜となったものがあり、これを含め約3万頭の疑似患畜が残っていることから、これらが新たな感染源とならないよう、豚を優先し、早急に殺処分・埋却等の防疫措置を完了する必要がある。また、ワクチンを接種した家畜についても迅速かつ計画的にとう汰すべき。
- (2) 5月22日から接種したワクチンについては、接種1週間後に牛豚で抗体価の上昇が確認されており、ワクチンが効果を発揮しているものと考えられる。
- (3) ワクチンは、感染拡大を遅らせる効果はあるが、完全な感染防御はできないことから、感染拡大を防止するため引き続き農場、車両（一般車両含む）、機材、防疫作業従事者及び農場関係者等の消毒を徹底することが重要。
- (4) 都城市、宮崎市、西都市及び日向市での発生に係る感染経路究明については、人や車両の動き等の疫学関連情報を収集・分析する必要がある。防疫対応については、異常牛の確認後速やかに殺処分・埋却等が完了している。えびの地域が早期の殺処分を実施し限局的な発生に止まったことを踏まえれば、当面、早期摘発・早期とう汰を徹底することにより清浄化を進めることが妥当。
- (5) 都城市及び日向市での発生に伴い新たに設定された移動制限区域内に位置すると畜場については、家畜防疫員の立ち会いのもと、出荷前の健康確認や輸送時の消毒の徹底等移動制限区域内のと畜場におけるまん延防止に十分な措置を課した上で再開を認めることとして差し支えない。
- (6) ワクチン接種農場における飼料及び排泄物等の取り扱いについては、当該農場がウイルスに汚染しているおそれが否定できないことから、発生農場のものと同様に病原体の不活化に必要な措置を講ずる必要がある。
- (7) 発生農場周辺の清浄性確認については、従来からの農場からの異常畜の通報による方法に加えて、近隣の農場及び大規模肉用牛肥育農場については、それぞれ念のため抽出検体について精密検査及び臨床検査を実施することを検討すること。
- (8) ワクチン接種家畜の迅速な処理を行う観点から、これを移動制限区域外の化製処理場で処理する場合には、家畜防疫員の立ち会いのもと、輸送前の健康確認した後殺処分をし、また、消毒の徹底等ウイルスの拡散防止を図ることが前提。

口蹄疫発生に伴う関連対策（概要）

※下線部が6/15に追加・見直し部分

1. 発生農家への対応

(1) 殺処分家畜等に対する手当金

患畜：家畜の評価額の1/3、疑似患畜：同 4/5

①疑似患畜に対する手当金の概算払いによる迅速な交付

②疑似患畜の評価額と手当金の差額（1/5）について、宮崎県が負担した場合、総務省において全額を特別交付税で措置

(2) 家畜防疫互助基金の実施

防疫措置終了後の経営再開等を支援するため経営支援互助金（別紙1）を交付（互助金非加入分は加入分の1/2相当額を交付）

(3) 死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金（1/2）

2. ワクチン接種農家への対応

ワクチン接種を行った家畜について、早期殺処分のための殺処分奨励金（時価評価額）と経営再開支援金（肉専用種肥育牛：59,000円等）等（別紙1）を交付

3. 搬出制限区域内からの早期出荷対策

①早期出荷を行い、一定期間内の家畜の導入を自粛する場合、早期出荷による価値の低下分（肉専用種肥育12ヶ月以上28ヶ月未満：500,500円等）及び出荷促進支援金（肉専用種肥育：19,500円等）を交付（別紙2）

②直ちに販売できない食肉の冷凍保管等に要する経費を助成

4. 当面及び経営再開に向けた資金対策等

(1) 家畜疾病経営維持資金の融資枠等の拡大

①家畜疾病経営維持資金の貸付対象を搬出制限区域内の農家まで拡大し、さらに家畜市場の開催中止の影響を受けた九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家を追加。

②融資枠を100億円から300億円に拡大

③貸付限度額の引き上げ（経営再開資金：2,000万円（法人8,000万円）

→特認設定、経営継続資金：1.3倍）

(2) 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引き上げ

口蹄疫の発生により経営が悪化した農業者に貸し付けられる農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額を引き上げ（年間経営費3か月分又は300万円→年間経営費6か月又は600万円）

(3) 殺処分又は早期出荷した農家が優良種畜をリース方式で導入する場合の支援（金利相当額の1/2補助）

(4) 資金の円滑な融通や支払猶予等に関する要請

金融機関に対する資金の円滑な融通・既往貸付金の償還猶予、配合飼料メーカーやリース会社等に対する飼料代やリース料の支払猶予について要請

5. 出荷遅延対策

(1) 子牛の出荷遅延対策

宮崎、鹿児島、熊本県内の子牛の出荷遅延に係る助成（「当該農家の平均出荷月齢+30日に達した月の翌月の1日」から市場再開までの間、子牛：1頭・1日当たり400円）

(2) 繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用又は肥育用の簡易畜舎のリース畜産高度化支援リース（1/3補助付きリース）の対象として、繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用又は肥育用の簡易畜舎（宮崎、熊本、鹿児島）を追加

(3) 肥育牛の出荷遅延対策

移動制限区域内及び搬出制限区域内（6/9以降新たに設定された搬出制限区域を除く）の肥育牛の出荷遅延に係る助成（「当該農家の平均出荷月齢+40日」を超えて飼養している肥育牛：1頭・1日当たり600円）

(4) 移動・搬出制限区域内における肉豚の出荷遅延対策

移動・搬出制限区域内で出荷適期を超えた肉豚への助成を措置（枝肉80～85kg：4,000円/頭、枝肉85kg以上：11,000円/頭）

6. 家畜を出荷できない畜産経営対策等

(1) 経営安定対策等の要件緩和・特例措置

①九州・沖縄における肉用子牛生産者補給金の飼養開始月齢の要件を緩和（2か月齢未満→5か月齢未満）

②九州・沖縄における肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）の登録月齢の要件を緩和（14か月齢未満→17か月齢未満）

③移動・搬出制限区域内における新マルキンの生産者拠出金の免除期間を延長（4月～6月→7月～9月）

- ④ 移動・搬出制限区域内における養豚経営安定対策の生産者拠出金の免除期間を延長（4月～6月→7月～9月）
- ⑤ 宮崎、鹿児島、熊本県内における肉用牛繁殖経営支援事業の子牛の平均売買価格の算定に口蹄疫の影響を反映
- ⑥ 宮崎県における新マルキンの粗収益の算定に口蹄疫の影響を反映
- ⑦ 宮崎県における養豚経営安定対策の枝肉価格の算定に口蹄疫の影響を反映

（2）滞留する家畜等への対応策の措置

- ① 畜産高度化支援リース（1/3補助付リース）の対象として、ヌレ子用のカーフハッチ（九州・沖縄）や、簡易畜舎を追加
- ② 繁殖肥育一貫生産方式導入支援（27,000円/頭）の対象として、九州・沖縄の農協が新たに離農農家の牛舎等を活用して肥育する地域内一貫生産を追加
- ③ 移動・搬出制限区域内で滞留する子豚の淘汰及び焼却・埋却への助成を措置（子豚1頭当たり9,500円、人工流産母豚1頭当たり21,000円）
- ④ 九州・沖縄の家畜市場から家畜商組合が肉用牛預託事業のために導入する子牛月齢の要件を緩和（12か月齢未満→15か月齢未満）
- ⑤ 優良繁殖雌牛更新促進事業（21年度補正予算）における九州・沖縄の家畜市場から導入する子牛の月齢の要件を緩和（12か月齢未満→15か月齢未満）
- ⑥ 宮崎、熊本、鹿児島、大分県内の家畜市場の再開に対し、防疫強化への助成、並びに4県外からの購買者への輸送費補助への助成（1/2補助：九州内1,000円/頭以内、九州外2,500円/頭以内）を措置
- ⑦ 輸出困難となり全国のと畜場に滞留する原皮の処理への助成を措置（豚原皮の国内利用促進100円/枚等）

7. 家畜共済事業における対応

九州各県及び沖縄県に対し、（1）及び（2）の対応を指導

- （1）家畜共済掛金の納入を猶予する特例措置を講ずるよう県を通じて共済組合等を指導
- （2）共済掛金を分納している者に対する共済金支払の免責の適用除外
- （3）ワクチン接種農家に対し、ワクチン接種時以降の共済掛金残期間に相当する掛金（加入者負担部分）の返還（該当農業共済組合の共済規程の改定）

8. その他

(1) 戸別所得補償モデル対策の申請等の期限の弾力的運用

宮崎県及び隣接県（熊本県、鹿児島県及び大分県）において、口蹄疫の状況を踏まえて、モデル対策の申請等の期限を弾力的に運用

(2) 飼料作物等の新たな需要先の確保支援等

飼料作物等（WCS用稲、飼料用米、飼料作物）の需要先確保に向けてマッチングの取組を推進するとともに、新たな需要先が確保できない農家に対し、特例として3.5万円/10aを助成

(参考：他省庁関係)

(1) 資金貸付措置【中小企業庁等】

- ① 日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会及び商工会議所等55か所に設置された「口蹄疫に関する中小企業支援対策相談窓口」における融資相談
- ② 日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付の利用手続きの簡素化
- ③ 金融機関からの借入れを行う際に信用保証協会の一般保証と別枠で保証が受けられる景気対応緊急保証（セーフティネット保証）の活用
- ④ 商工組合中央金庫（中小企業が対象）、日本政策投資銀行（中堅・大企業が対象）による危機対応貸付
- ⑤ 中小企業基盤整備機構による小規模企業共済加入事業者の緊急経営安定貸付の利用条件緩和（売上高減少の確認期間3か月又は6か月→1か月）

(2) 雇用調整助成金の要件緩和等【厚生労働省】

- ① 雇用調整助成金を利用する場合の支給要件の緩和（事業活動縮小の確認期間3か月→1ヶ月）
- ② 雇用調整助成金の利用手続きに係る特例（移動制限解除直後から利用可能となるよう措置）

(3) 労働保険料、社会保険料の納付の猶予等【厚生労働省】

- ① 労働保険料の納付の猶予
- ② 厚生年金保険料等（全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料及び子ども手当拠出金を含む。）の納付の猶予
- ③ 国民年金保険料の免除
- ④ 年金給付の支給停止の取扱い

・20歳前傷病による傷害基礎年金等に関し、支給を停止されている方が、口蹄疫による被害により、その財産に相当な損失を受けた場合、その被害を受けた方の所得を理由とする支給停止等を行わない。

(別紙1)

口蹄疫感染拡大防止緊急対策助成単価等一覧

(単位：円)

種 類	区 分	殺処分奨励金	加算金	経営再開支援金
肉用牛 繁殖	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	59,000
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満	評価額	680円/日	59,000
	24ヶ月齢以上	評価額	680円/日	179,000
肉専用種 肥育	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	59,000
	12ヶ月齢以上	評価額	600円/日	59,000
乳用種 肥育	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	31,000
	12ヶ月齢以上	評価額	600円/日	33,000
交雑種 肥育	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	33,000
	12ヶ月齢以上	評価額	600円/日	37,000
酪農	12ヶ月齢未満(雌)	評価額	400円/日	31,000
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満(雌)	評価額	680円/日	33,000
	24ヶ月齢以上(雌)	評価額	1,050円/日 ~1,440円/日	193,000
養豚	種豚(雌)	評価額	120円/日	56,000
	種豚(雄)	評価額	120円/日	56,000
	肥育豚	評価額	120円/日	13,000

(別紙2)

早期出荷促進対策助成単価等一覧

(単位：円)

種 類	区 分	出荷促進助成金		出荷促進 支援金
		価値の低下分 の助成	化製処理 費用の助成	
肉用牛 繁殖	12ヶ月齢未満	評価額	4,500	19,500
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満	評価額と販売額の差	—	19,500
	24ヶ月齢以上	評価額と販売額の差	—	59,500
肉専用種 肥育	12ヶ月齢未満	380,000	4,500	19,500
	12ヶ月齢以上 28ヶ月齢未満	500,500	—	19,500
	28ヶ月齢以上	—	—	19,500
乳用種 肥育	12ヶ月齢未満	116,000	4,500	10,500
	12ヶ月齢以上 20ヶ月齢未満	180,500	—	11,000
	20ヶ月齢以上	—	—	11,000
交雑種 肥育	12ヶ月齢未満	181,000	4,500	11,000
	12ヶ月齢以上 26ヶ月齢未満	288,000	—	12,500
	26ヶ月齢以上	—	—	12,500
酪農	12ヶ月齢未満	評価額	4,500	10,500
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満	評価額と販売額の差	—	11,000
	24ヶ月齢以上	評価額と販売額の差	—	64,500
養豚	種豚(雌)	評価額と販売額の差	—	18,500
	種豚(雄)	評価額と販売額の差	—	18,500
	肥育豚 (概ね生体90kg未満)	30,500 (離乳前は15,000)	3,000 (離乳前は1,500)	4,500 (離乳前は2,000)
	肥育豚 (概ね生体90kg以上)	—	—	4,500

口蹄疫発生に伴う関連対策（6月15日）

1. ワクチン接種農家への対応

- ワクチンを接種した家畜を殺処分する際に、殺処分奨励金（時価評価額）、ワクチン接種から殺処分までの飼養衛生管理費用相当額の加算金（肉専用種肥育12か月例以上：600円／日 等）及び経営再開支援金（肉専用種肥育牛：59,000円 等）を交付

2. 搬出制限区域内からの早期出荷促進支援

- 搬出制限区域において、早期出荷を行い、家畜の導入を一定期間自粛する場合、早期出荷による価値の低下分（肉専用種肥育12ヶ月以上28ヶ月未満：500,500円 等）及び出荷促進支援金（肉専用種肥育：19,500円 等）を交付
- 直ちに販売できない食肉の冷凍保管等に要する経費を助成

3. 経営再開に向けた資金対策等の拡充・追加

（1）家畜疾病経営維持資金の拡充

- 融資枠の更なる拡充：100億円 → 300億円
- 経営再開資金の限度額の引き上げ：個人 2,000万円（法人 8,000万円） → 特認設定
- 経営継続資金の限度額の引き上げ：1. 3倍に増額

（乳牛、肥育牛：100千円 → 130千円、繁殖雌牛：50千円 → 65千円、
肥育豚：10千円 → 13千円、繁殖雌豚：20千円 → 26千円）

(2) 畜産経営再建のための優良種畜の導入支援

- ・ 飼養家畜を殺処分又は早期出荷した生産者がリース方式により優良種畜を導入する場合に、貸付料のうち金利相当額の1/2を助成

(3) 農林漁業セーフティネット資金の限度額の引き上げ

年間経営費の3か月分又は300万円 → 年間経営費の6か月分又は600万円

4. 肥育牛の出荷遅延対策

- ・ 移動制限区域内及び搬出制限区域内（6/9以降新たに設定された搬出制限区域を除く）の肥育牛の出荷遅延に係る助成
「当該農家の平均出荷月齢+40日」を超えて飼養している肥育牛1頭・1日当たり600円

5. 子牛の出荷遅延対策

- ・ 宮崎、鹿児島、熊本県内の肉用子牛の出荷遅延に係る助成
「当該農家の平均出荷月齢+30日に達した月の翌月の1日」から市場再開までの間、肉用子牛1頭・1日当たり400円
- ・ 宮崎、鹿児島、熊本県における、繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用のための保留又は肥育用の簡易畜舎のリース

6. 経営安定対策の特例措置

(1) 移動・搬出制限区域内の拠出金免除措置の延長

	<これまで>	<今回>
▪ 肉用牛肥育経営安定対策（新マルキン）	4～6月	<u>7～9月</u>
▪ 養豚経営安定対策	4～6月	<u>7～9月</u>

(2) 経営安定対策における算定の特例措置

- 宮崎、鹿児島、熊本県における肉用牛繁殖経営支援事業の子牛の平均売買価格の算定に口蹄疫の影響を反映
- 宮崎県における新マルキンの粗収益の算定に口蹄疫の影響を反映
- 宮崎県における養豚経営安定対策の枝肉価格の算定に口蹄疫の影響を反映

7. その他

- 優良繁殖雌牛更新促進事業（21年度補正予算）において九州・沖縄の家畜市場から導入する子牛の月齢要件を緩和（12か月齢未満 → 15か月齢未満）
- 飼料作物等の新たな需要先の確保支援等
（飼料作物等の需要先確保に向けてマッチングの取組を推進するとともに、新たな需要先が確保できない農家に対し、特例として3.5万円/10aを助成）
- ワクチン接種農家に対し、ワクチン接種時以降の共済掛金残期間に相当する掛金（加入者負担部分）の返還（該当農業共済組合の共済規程の改定）

口蹄疫発生に伴う関連対策(6月15日時点)

	共通	肉牛・酪農経営	養豚経営
発生農家への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・殺処分家畜等に対する手当金 <ul style="list-style-type: none"> －擬似患畜に対する手当金の概算払い －擬似患畜の評価額と手当金の差額(1/5)について、全額特別交付税で措置 ・経営支援互助金を交付 ・死体、汚染物品の焼埋却費用に対する交付金 		
ワクチン接種農家への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・移動制限区域内のワクチン接種を行い、殺処分奨励金と経営再開支援金を交付 		
搬出制限区域内からの早期出荷対策	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出制限区域内の早期出荷促進支援 		
当面及び経営再開に向けた資金対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜疾病経営維持資金の拡充 <ul style="list-style-type: none"> －融資枠の更なる拡大(100億円→300億円) －経営再開資金、経営継続資金の限度額引き上げ ・農林漁業セーフティネット資金の限度額引き上げ ・殺処分又は早期出荷した農家が優良種畜をリース方式で導入する場合の支援(貸付料のうち金利相当額の1/2) ・貸付金の償還猶予、飼料代やリース料の支払猶予等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜疾病経営維持資金の貸付対象者の拡大(九州・沖縄の子牛出荷農家) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜疾病経営維持資金の貸付対象者の拡大(九州・沖縄の子豚出荷農家)
出荷遅延対策	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用のための保留又は肥育簡易畜舎の1/3補助付きリース(宮崎、鹿児島、熊本) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の閉鎖等による子牛の出荷遅延に係る助成(宮崎、鹿児島、熊本) ・移動制限区域内及び搬出制限区域内(6/9以降新たに設定された搬出制限区域を除く)の肥育牛の出荷遅延に係る助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限区域内における出荷適期を超えた肉豚への助成の拡充
経営安定対策等の要件緩和		<ul style="list-style-type: none"> ・肉用子牛生産者補給金の月齢要件の緩和(九州・沖縄) ・肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)の月齢要件の緩和(九州・沖縄) ・制限区域内における新マルキンの生産者拠出金の免除期間の延長 ・肉用牛繁殖経営支援事業の平均売買価格算定に口蹄疫の影響を反映(宮崎、鹿児島、熊本) ・新マルキンの粗収益の算定に口蹄疫の影響を反映(宮崎県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限区域内における養豚経営安定対策の生産者積立金の免除期間の延長 ・養豚経営安定対策の枝肉価格の算定に口蹄疫の影響を反映(宮崎県)
滞留する家畜等への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易畜舎の1/3補助付きリース(制限区域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーフハッチの1/3補助付きリース(九州・沖縄) ・肉用牛の経営内一貫生産及び農協等が離農牛舎等を活用して肥育する地域内一貫生産への助成(九州・沖縄) ・家畜商組合による預託牛の月齢要件の緩和(九州・沖縄) ・優良繁殖雌牛更新促進事業(21年度補正)の導入月齢要件の緩和(九州・沖縄) ・家畜市場の円滑な再開のための輸送費等の助成(宮崎、鹿児島、熊本、大分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限区域内の子豚の淘汰、焼埋却及び人工流産による対応への助成
家畜排せつ物の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費・安全対策交付金によりビニールシート等に対する助成(1/2補助) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・下線は6/15時点の追加・見直し部分 ・()内は対象地域、「制限区域」は移動・搬出制限区域 </div>	
家畜共済事業における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金の納入猶予・免責の適用除外 ・ワクチン接種時以降の共済掛金残期間に相当する掛金の返還(該当農業共済組合) 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別所得補償モデル対策の申請等の期限の弾力的運用 ・飼料作物等の新たな需要先の確保支援等 		